

胆沢川桜づつみ広場ランドゴルフ場兼パークゴルフ場

利用区分		基本利用料	付加使用料
グラウンド ゴルフ場兼 パークゴルフ場	個人利用	児童又は生徒	1 シャワー 1人1回につき50円とする。 2 用具1組(クラブ1本及びボール1個) 1回につき110円
		一般	
	貸切利用	児童又は生徒	
		一般	

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額(備考3の適用がある場合は、その適用後の額)の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
- 5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。